



日本統治時代における台湾塩の対露領沿海州と樺太への輸出

著者	林 敏容
雑誌名	東アジア文化交渉研究 = Journal of East Asian Cultural Interaction Studies
巻	4
ページ	517-532
発行年	2011-03-31
その他のタイトル	Exports of Taiwan Salt to Primorskaya Oblast ' and Karafuto during the Period of Japanese Rule
URL	http://hdl.handle.net/10112/4300

日本統治時代における 台湾塩の対露領沿海州と樺太への輸出

林 敏 容

Exports of Taiwan Salt to Primorskaya Oblast' and Karafuto during the Period of Japanese Rule

Lin Minjung

After the Russo-Japanese War, the Japanese took possession of Karafuto and obtained the fishery rights to Primorskaya Oblast', one of the world's important fisheries. Since salt is an ancient and important method for preserving food, prosperous fisheries consumed enormous amounts of salt. With the success of transit trade, British and Spanish salt acquired a large share of the market at the time. After 1905, however, the Japanese Government started to promote salt production, which made Taiwanese salt increasingly important. This paper will reveal the process of the Taiwanese salt exports to Primorskaya Oblast' and Karafuto during the Japanese period.

キーワード：Taiwan salt（台湾塩）、Primorskaya Oblast'（沿海州）、
Karafuto（樺太）、Northern-sea fisheries（北洋漁業）

はじめに

日露戦争の勝利によって日本は、1905（明治38）年のポーツマス条約により、樺太の領有権、沿海州の漁業権を得ることとなった。従来からこの地域の北洋漁業は世界でも重要な漁場の一つともいわれ、とりわけサケ、マスの捕獲地として有名であり、水産品の産出が盛んであった。一方でサケ・マスなどの水産品は缶詰や塩乾魚として製造されるため、その製造過程において塩もまた不可欠な物質であった。また塩は調味料としても、さらに水産品を長く保存するためにも、大量に使用された。そのため露領沿海州と樺太においては漁業用塩として主に日本、台湾と外国から輸入していた。当時、北海道の函館港は露領沿海州と樺太の中継貿易港となり、貿易船が函館港に寄港して露領沿海州と樺太の真岡、大泊に塩などを輸出していた。

19世紀末から20世紀初頭の北洋漁業用塩は主に日本塩を用いていたが、堤商会¹⁾がセール・フレイザー株式会社を通じてイギリス塩を函館に陸揚げしたのを皮切りとして、続々と外国からの通過貿易塩(注14)参照)が輸入された。特に遠海のイギリス塩、スペイン塩などが北洋漁業用塩の市場に何年も連続して輸入、使用されたことにより、露領沿海州と樺太における塩市場を変化させた。

このような状況下に1905年に台湾総督府は塩専売制を実施したことで、塩の生産量が増大した。こうして生じた余剰塩が、島外に輸出されることになった。その塩の露領沿海州の輸出には1909(明治42)年に東洋塩業会社が台湾専売局へ一手販売を請願し、翌年5月に取り扱いが始まった。台湾塩の対樺太の輸出は1909年に、樺太の大口の商人西田亮と台湾専売局が食塩売渡契約を結んだ。専売塩の一種である台湾塩は直接に塩産地の台南の安平あるいは打狗(高雄)から輸出しており、当時の北洋漁業用塩に対して一定の市場占有率をもつことになる。

そこで、本稿では日本統治時代における台湾塩の対露領沿海州と対樺太の輸出について検討するとともに、それと平行して見られた外国塩の輸入にも着目しつつ、露領沿海州と樺太両地の漁業用塩市場における台湾塩の動向について論じたい。

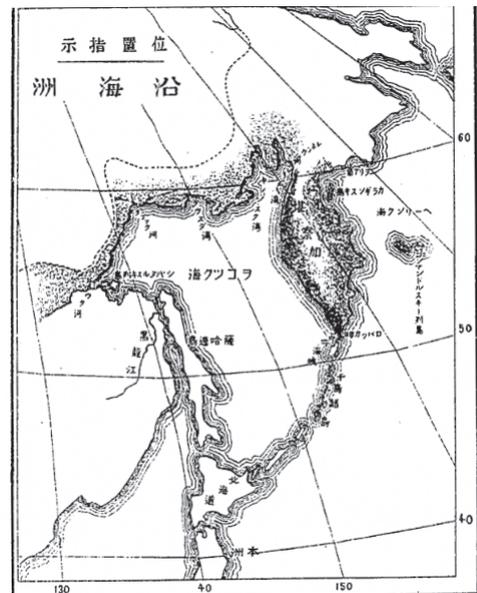
一、露領沿海州と樺太における塩の需要と供給

1. 露領沿海州と樺太の地理と日露漁業協約

19世紀末から20世紀初頭にかけて太平洋に接するアジア大陸の東岸北緯42度以北一帯の地はロシア帝国の領土にして沿海州と称し、北は北極海に接して西は黒龍江およびヤクートスク州に接し、また南は朝鮮半島を臨み、東は太平洋に面し、沿海に散在する島も露領沿海州に属した。樺太(現ロシア連邦のサハリン州)は、北海道宗谷岬の北部より、沿海州の東岸にあり、北海道の北にある。中国の黒龍江江口の東北に位置する大きな南北に細長い島である²⁾。

カムチャツカ半島、樺太、北海道によって囲まれたオホーツク海の海域はマス、サケ、カニなどの好漁場である。オホーツク海の海岸はその北から南へとタタール海峡を通じ日本海に入る³⁾。

ウラジオストク(浦潮斯徳港)は太平洋の良港であり、気候も頗る良好で、中国と朝鮮に接近しているために互い



出典：『露領沿海州視察復命書』
(農商務省水産局、1907年12月)より引用。

1) 堤商会に関しては、三島康雄「堤商会の生誕と発展——日魯漁業株式会社経営史序説——」(『ビジネスレビュー』第10巻 第2号、1962年12月) 25~43頁、を参考。

2) 成田与作・プロゾーロフ『樺太及北沿海州』(国書刊行会、1977年8月) 樺太事情16頁。

3) エーリッヒ・チール著・鉄道省運輸局編訳『露領アジア交通地理』(大空社、2004年6月) 4頁。

の貿易が頻繁に行われてきた。またニコライウスク港（尼港）付近は東部シベリアの好漁場であり、ニコライウスクより毎年ウラジオストクおよび海外に黒龍江辺の豊富な海産物が輸出され、大きな経済的価値を有していた⁴⁾。

1905年、日本は日露戦争に勝利し、ポーツマス条約によって遼東半島の租借権、北緯50度以南の樺太の領有権、沿海州の漁業権を得た。ポーツマス日露講和条約第11条には次のようにある。

露西亜国ハ日本海、オホーツク海、及ビベーリング海ニ瀕スル露西亜国領地ノ沿岸ニ於ケル漁業権ヲ日本国臣民ニ許与セムカ為日本国ト協定ヲナスヘキコト約ス前項ノ約束ハ前記方面ニ於テ既ニ露西亜国又ハ外国ノ臣民ニ属スル所ノ権利ニ影響ヲ及ササルコトニ双方同意ス。⁵⁾

こうして日本海、オホーツク海、ベーリング海の露領沿岸における日本人の漁業権が認められた。また、1907（明治40）年7月28日には日露漁業協約が調印された。この協約は上記のポーツマス条約第11条に基づいたもので、日本駐ロシア国特命全権公使本野一郎法学博士、ロシア外務大臣メートル・ドラクル、アレキサンドル・イズヴォルスキー、外務次官コンセイエ・プリヴェ、コンスタンチン・グバストフ等がその全権委員に任命された。

この協約は以下のようである。

第一条 露西亜帝国政府ハ本協約ノ規定ニ依リ河川及入江（インレット）ヲ除キ日本海、「オホーツク」海及「ベーリング」海ニ瀕スル露西亜国沿岸ニ於テ膾炙及臘虎以外ノ一切ノ魚類及水産物ヲ捕獲採取及製造スルノ権利ヲ日本国臣民ニ許与ス前記入江ハ本協約附属議定書第一条ニ之ヲ列挙ス

第二条 日本国臣民ハ魚類及水産物ノ捕獲及製造ノ目的ヲ以テ特ニ設ケラレタル水陸両面ニ亘ル漁区ニ於テ魚類及水産物ノ捕獲及製造ニ従事スルコトヲ得ヘシ前記漁区ノ貸下ハ其ノ短期タルト長期タルトヲ問ハス総テ競売ノ方法ニ依テ之ヲ為シ日本国臣民ト露西亜国臣民トノ間ニ何等ノ区別ヲ設ケルコトナク該事項ニ関シ日本国臣民ハ本協約第一条ニ特定シタル各方面ニ於テ漁区ノ貸下ヲ受ケタル露西亜国臣民ト同一ノ権利ヲ享有スヘ（…）特別ノ免許状ヲ備フル船舶ニ在ル日本国臣民ハ鯨、鱈其ノ他特定漁区内ニ於テ捕獲スルコト能ハサル一切ノ魚類及水産物ノ漁獲ニ従事スルコトヲ得ヘシ⁶⁾

この協約の締結によって、日本の漁船はこの海域でサケ・マス・タラなどを自由に捕獲することができるようになった。その漁獲は日本国内において急増する人口への重要な食糧供給源となり、それとともに、漁業用塩に対する需要が漁獲量の増加に伴って増えていった。

2. 北洋漁業と漁業用塩の需要と供給

通常北洋漁業とは、北緯42度以北の日本海、オホーツク海、ベーリング海等の北太平洋における領海

4) 成田与作・プロゾーロフ前掲書、北沿海州事情11～13頁。

5) 明治三十八年・第七卷・外事・国際・通商・日露講和条約、1909（明治38）年10月、アジア歴史センターレファレンスコード：A01200226500。

6) 明治四十年・条約五号・日露漁業協約、1907（明治40年）9月11日、アジア歴史資料センターレファレンスコード：A03020738500。

およびその付近の公海漁業のことであり、ここは魚類の宝庫として知られ世界三大漁場の一つともいわれた⁷⁾。1907年に日露漁業協約が締結されて、本格的な露領漁業が始まってから⁸⁾、日本の漁業者はカムチャツカ半島の東西両海岸やオホーツク海沿岸にまで伸び、日本人によるサケ・マス漁業が急増した。堤商会はカムチャツカに食品缶詰工場を設置し、水産物の缶詰を製造したことから、大量な食塩を必要とするようになった。塩の用途は幅広く水産品では魚介類の塩蔵や缶詰製造において不可欠な物資であった。従来、露領沿海州において使用された塩は日本から輸入されていた。

明治39年（1906）度『塩専売事業年報』からの記録には次のように見られる。

…元来内地塩ノ最モ多ク輸出セラル、仕向地ハ露領亜細亜ニシテ韓国之ニ亜ク尤モ日露戦役ノ為三十七年三十八年ノ両年間ハ露領亜細亜ニ輸出スルモノ甚タ僅少ナリシカ平和克復後復タ其ノ輸出数量ヲ多大ナラシメ尚樺太ノ一部我帝国ノ領土ニ歸シテヨリ同島ヘモ内地塩ノ移出額ヲ増加スルニ至レリ⁹⁾

これまで日本塩の仕向地は露領アジア、韓国であったが、日本が樺太を領有して以後、同地でも日本塩の輸入が増えていった。しかし、従来から塩蔵に用いていた日本塩と比べ、イギリス産のチャシャイヤレーキ塩の品質が高かったため、東京八重州町にあるセール・フレーザー株式会社¹⁰⁾を通じて、1910（明治43）年からイギリス塩を専用に買入れすることになった¹¹⁾。それ以後、良質なイギリス塩が輸入され、当時沿海州の市場を独占していたイギリス塩はウラジオストク沖で交易され、百斤1円13銭で販売された¹²⁾。堤商会の缶詰はセール・フレーザー株式会社を通じて、イギリスの主要市場のほかにアメリカやオーストラリアにまで販売された¹³⁾。その通過貿易¹⁴⁾塩はイギリス塩の取扱いの嚆矢であり、以後はオット・ライメルス合名会社¹⁵⁾のドイツ塩が加えられた¹⁶⁾。一連の外国塩の輸入によって北洋漁業用の塩の市場はさらに競争が激化した。

北洋漁業用塩は、専売塩、通過貿易塩、産地より直接漁場に輸送される塩の三種類に分けられる。日本国内において塩専売法が実施されて以後、専売局より沿海州、樺太方面に漁業用塩として供給された塩は年間およそ5,000万トンで、消費者の購入方法は、次のようであった。

- 一、専売局より直接特別用塩として買受くるか
- 二、売捌人より一応一般定価にて買受け、之を移輸出したる後交付金の下付を受くる¹⁷⁾

7) 末岡謙二「北洋漁業と台湾塩」（『専売通信』第16巻 第4号、台湾総督府専売局、1937（昭和12）年4月15日）11頁。

8) 北洋漁業総覧編集委員会編『北洋漁業総覧』（農林経済研究所、1960年1月）3頁。

9) 『塩専売事業年報』明治39年度（大蔵省主税局、1907（明治40年）12月）31～32頁。

10) セール・フレーザー株式会社 当時の所在地：横浜市山下町167番地。同上、30頁。

11) 三島康雄『北洋漁業の経営史的研究』（増補版）（ミネルヴァ書房、1985年3月）18頁。

12) 松下芳三郎編纂『台湾塩専売志』（台湾総督府専売局、1925（大正14）年3月）497頁。

13) 三島康雄前掲書、24頁。

14) 通過貿易とは、自国を通過して行われる他国間の貿易。自国の業者は貿易取引に関与しない。

15) オット・ライメルス合名会社 所在地：横浜市山下町98番地。『塩専売事業年報』明治39年度、30頁。

16) 『日本塩業史』（日本専売公社、1958年3月）278頁。

17) 末岡謙二「北洋漁業と台湾塩」（承前）（『専売通信』第16巻 第5号、台湾総督府専売局、1937（昭和12）年5月18

という二種類があった。専売塩は政府が輸移入塩について特別売捌人を指定し、台湾塩、関東州塩、その他の塩の輸移入を命じた。1910年に鈴木商店¹⁸⁾が輸移入塩の元売捌人に指定され、1914（大正3）年には大日本塩業株式会社も指定された。しかし、専売塩は通過貿易塩に比べて割高で、購入やほかの各種手続きが煩瑣であった。

通過貿易塩は堤商会がセール・フレージャー株式会社を通じてイギリス塩を函館に陸揚げした。従来からの専売塩購入の煩瑣な手続き、交付金給付の遅延などに反して、この通過貿易によって、良質で低価格の塩を以前より手軽に買い受けることができたため、取扱者が増加した。通貨貿易塩の取扱は鈴木商店が代理店となり、特別価格で政府より外国塩の購入使用を希望するものがあつた。その通貨貿易塩の供給を増加させるため、さらに1934（昭和9）年一名の取扱業者（柳沢商店）が指定された。1936（昭和11）年には取扱業者は三井物産、大日本塩業、七星商事、柳沢商店の四社合同となった。通過貿易塩は漁業従事者各自が当年の漁獲状況を予想し、外国商会あるいは日本の取扱業者に注文をして漁場に運送するのであるから、不漁の場合は余剰分を翌年まで貯蔵し、翌年の買付数量を増減できた¹⁹⁾。

通過貿易塩の運送については、外国の買付原地から、散塩のまま運送されるため、仕向地に陸揚げした後、詰替え、仕分する必要がある。産地から漁場にまで直航されない場合は、漁場に運送される塩が大量であるため、現地貯蔵は不可能であり、かわりに函館など日本国内に貯蔵され、必要に応じて各漁場に運ばれ、その需要に対応した。さらに、外国塩を輸入する方法には、産地より漁場への直接輸送という場合もあつた。例えば、関東州塩は買付地で包装するため、他の輸入塩のように日本内地の仮置場で詰替え、仕分する必要がなく、産地から北洋の漁場に直接輸送された。まずは露領沿海州あるいは樺太に陸揚げされて、それから付近の漁場に供給された²⁰⁾。

第一次世界大戦の勃発によって貿易が一時中断したものの、1915（大正4）年にはヨーロッパからの需要で輸出が増えた。しかし大戦の影響は直接海運界に波及し、当時世界的な船舶不足と積載貨物の大幅な増加によって、運賃が暴騰した。この情勢に応じて、塩は日魯漁業株式会社²¹⁾、昭和漁業株式会社の自用船によってカムチャツカ漁場に送られ、各自の所有漁場に提供されたのである²²⁾。このように、運賃コストを下げることで大きな利益が上がった。

日) 87頁。

18) 鈴木商店は、1877（明治10）年の創業当初は、鈴木岩次郎によって神戸市に開設された小さな砂糖の輸入販売店である。1927年（昭和2）4月倒産した。社史編集委員会『日塩五十年史』（日塩株式会社出版、1999年12月）46～53頁、を参照。

19) 『日本塩業史』、279頁。

20) 同上。

21) 1914（大正3）年の3月6日に神戸市奥平野村の田村市郎の自宅で、露領漁業株式会社の創立総会が開かれ、田村市郎、中山説太郎、西村秀造が取締役に、笹野栄吉が監査役に就任した。三島康雄前掲書、33～48頁、を参照。

22) 『日本塩業史』、281頁。三島康雄「日魯漁業株式会社の成立過程」（『漁業経済研究』第12巻 第4号、1964年3月）36頁。

(表1) 1935(昭和10)年通過貿易塩取引価格(48キロ当たり)

取扱業者	塩種	仕入価格	販売迄諸掛	販売価格	利益
七星商事株式会社	エジプト塩	925円	221円	1,220円	74円
	アデン塩	905	221	1,200	74
大日本塩業株式会社	関東州粉碎洗滌塩	900	320	1,250	30
	同 洗滌塩	830	320	1,180	30
	スペイン塩	1,000	340	1,450	110
三井物産株式会社	アデン塩	835	300	1,230	95
	ソマリランド塩	800	300	1,200	100
柳沢善之助	ソマリランド塩	800	269	1,150	81
日魯漁業株式会社	米国塩	3,615	—	—	—
	英国塩	1,741	—	—	—
	台湾煎熬塩	1,656	—	—	—

備考：日魯漁業株式会社は自家消費用なるを以て仕入価格のみ。

出典：末岡謙二「北洋漁業と台湾塩」(承前)、『専売通信』第16巻 第5号、台湾総督府専売局、1937(昭和12)年5月18日)93頁より。

上表に見られるように、各社の仕入価格と比較すればソマリランド塩の価格はほかの塩より安価であり、利益を得るのはスペイン塩、次いでソマリランド塩である。逆に運輸距離が近い関東州塩の販売利益が小さい。アデン塩は1935年に初めて入荷されたもので、取扱業者は七星商事株式会社と三井物産株式会社である。

1935年の北洋漁業塩総数量は74,106トンであり、その内訳を見ると、通過貿易塩60,775トン(82%)、専売塩6,831トン(9%)、産地より直接漁場へ輸送されるもの6,500トン(9%)となっており²³⁾、北洋漁業における初期は日本塩が主に輸入され、専売の台湾塩と通過貿易のイギリス塩などの輸入によって、北洋漁業用塩の市場を変化させた。1935年になると通過貿易が中心となり、全体的な専売塩の輸入量は非常に少なくなっていたことが分かる。

(表2) 1932~1935(昭和7~10)年通過貿易塩入荷数量と価格(トン)

品 種	昭和7年(1932)		8年(1933)		9年(1934)		10年(1935)	
	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量
台湾上等塩	0.934	79	—	—	—	—	—	—
粉 碎 塩	0.920	168	—	—	—	—	—	—
煎 熬 塩	1.091	3,072	1.544	7,683	1.600	2,880	1.657	8,169
関東州洗滌塩	0.797	10	0.931	461	1.200	480	1.180	418
粉 碎 洗 滌 塩	0.874	5,240	1.344	6,557	1.272	12,686	1.250	6,479
再 製 塩	1.000	19	—	4,309	—	—	—	—
朝鮮再製塩	—	—	1.440	96	—	—	—	—
イギリス塩	2.890	12,139	1.784	2,996	1.762	5,023	1.741	4,892
米 国 塩	4.702	51	2.790	216	6.690	9	3.615	324
エジプト塩	0.370	7,205	0.667	26	0.939	3,854	1.220	7,863
ス ペ イ ン 塩	0.654	12,901	0.907	16,166	1.095	2,330	1.450	15,650

23) 『日本塩業史』、278頁。

ソマリランド塩	—	—	—	7,797	0.787	11,236	1.200	18,106
アデン塩	—	—	—	—	—	—	1.200	8,537
計	—	40,884	—	46,306	—	38,497	—	70,428

出典：末岡謙二「北洋漁業と台湾塩」（承前）（『専売通信』第16巻 第5号、台湾総督府専売局、1937（昭和12）年5月18日）90頁より。

イギリス塩、米国塩などは高級品で、当然価格も高価であり、缶詰製造用、サーモン等の燻製原料用、あるいはイクラ製造用に供給された。1932年から35年にかけて、イギリス塩、スペイン塩の輸入は他国の塩と比べても多かった。スペイン塩は三井物産や大日本塩業により、1921（大正10）年から輸入が始まっており、日魯漁業が函館塩販売所を経由して購入していた。そして1937（昭和12）年以後は、スペイン内乱などの影響により、スペイン塩の輸入は停止し、漁場に近い近海塩へと転換された²⁴⁾。またソマリランド塩、アデン塩、関東州塩粉碎洗滌塩などは普通品として使用され、台湾塩に関しては煎熬塩の割合が高く、主に塩蔵用に供用された²⁵⁾。近海塩に属する関東州塩は、1924（大正13）年から粉碎洗滌塩が輸入されている。この塩は古くから日魯漁業がタラの塩蔵用として使用した。朝鮮再製塩は1920（大正9）年から鈴木商社の取扱として輸入が始まり、その後の取扱は大日本塩業に移り、ひき続き入荷されている²⁶⁾。北洋漁業用塩は、表2から見ると、1932年から1935年の間のみであるが、スペイン塩の輸入量が最も多く、次いで輸入量は関東州、イギリス塩、台湾塩の順であった。

二、台湾塩の対北洋漁業用輸出

1. 台湾塩の対露領沿海州輸出

台湾塩の露領沿海州方面への輸出については、1909年12月に東洋塩業株式会社（1911年に台湾塩業株式会社と改称）より一手販売が台湾専売局へ請願された。その価格は上等塩が百斤38銭、並等散塩が百斤26銭と定められ、翌年2月に契約締結、売渡期間が満10年と定められた²⁷⁾。

台湾塩の露領への輸出に関する記事が、1910年の『台湾日日新報』に見られる。

①1910年5月1日、第3602号、「本島塩の露領輸出」²⁸⁾

専売局にては本島塩の新販路として樺太以外露領ニコリスク地方に輸出する計画にて種々取調をなしつつありしが、過般東洋塩業会社の手を経て千六百万斤の第一回輸出をなすこととなり、本日より伏木、夷、新潟、函館の四港にて引渡をなす筈にて本島塩の結晶粗大なるを以て粉碎塩の為め既に門司税関の一部を借入れ之を工場を設けたりと。

②1910年8月24日、第3699号、「台湾塩の露領輸出」²⁹⁾

24) 『日本塩業史』、282頁。

25) 末岡謙二「北洋漁業と台湾塩」（承前）、89頁。

26) 『日本塩業史』、284頁。

27) 松下芳三郎編纂前掲書、495頁。『台湾の塩業』（台湾総督府専売局、1937（昭和12）年11月）84頁。

28) 『台湾日日新報』影印本（37）（五南図書、1994年8月）5頁。

29) 『台湾日日新報』影印本（37）、625頁。

台湾塩業会社にて露領輸出塩として本年度内に台湾塩二千五百万斤を引取ることとなり、既に去十四日第一南勢丸にて上等二百万斤を引取り之を第一回移出として、次で十六日彰化丸は上等塩三百七十斤を搭載し、此後は船繰次第随時輸送■筈なり右移出塩は一旦門司倉庫に積み上げ粉碎塩とした。(...) 本島にては倉庫の設備不十分なるが為め野積となす等塩の貯蔵に不便を感じつつありし折柄露領輸出塩の引取りは幾文貯蔵塩の不便を感じずべく、又会社にては明年二月迄蓄積し且つ加工するものなれば目減り等あり。旁々三斤の足塩増加は止むを得ざる次第なりと。(■は不明文字)

③1910年9月24日、第3726号、「食塩の露領輸出」³⁰⁾

本年度内に露領沿海州に向て輸出せらる可き食塩は、二千五百万斤の予定なるが、曩頃第一南越丸にて二百万斤を搬出し、尚ほ本月末葉取丸にて五百五十万斤を積出す筈なるを以て、此にて本年に入り略ぼ千四、五百万斤を輸出したる次第なれば、年度には恐らく予定高の輸出を觀る可しと云ふ。記事①より、第一回の台湾塩の対露領輸出は東洋塩業会社が取扱者で、台湾塩の搬送は日本海に沿って、富山県伏木、新潟、秋田県夷に寄航し、最後に函館において陸揚げするという、いわゆる日本海および津軽海峡³¹⁾を経る航路であった。しかし、台湾塩の結晶が粗大であるため北九州門司関税にて一部を借り入れ、粉碎塩が製造された。記事②、③より、台湾塩業会社(元東洋塩業株式会社)が台湾塩2,500万斤を露領沿海州に搬出したのである。1910年8月14日第一南勢丸によって上等塩200万斤を輸出し、16日に彰化丸にて上等塩370斤を輸出した。但し、台湾島内において倉庫の施設設備が不完全で、塩が散塩で大量に野積みされていた。1910年に露領沿海州へ台湾塩を2,500万斤を輸出する予定のため、第一南越丸が200万斤を運び、9月末に葉取丸にて550万斤を輸出するはずであった。

台湾塩の露領沿海州への輸出のきっかけは、1910年のことであり、台湾塩の生産量が豊富になり、各支局共にも貯蔵倉庫が不足となって完全に野積み状態になっていた。同年8月10日台湾塩業株式会社が取扱者となって台湾塩は露領沿海州に輸出されたが³²⁾、翌年は日本国内の気候がよかったため塩の産量が増え、他方良質で安価なイギリス塩、ドイツ塩の輸入も盛んになったために、台湾塩の輸入量は減少した。台湾専売局塩腦課の末岡謙二は、「北洋漁業と台湾塩」において、外国塩との競争状況を以下のように述べている。

日露戦役後即ち四十三年以降内地塩の豊作と共に良質廉価なる英国塩、独逸塩の進出著しく、為に本島塩は苦境に陥つた結果、茲に塩価の引下等に依り、極力販路の維持に努めつゝある際、偶々大正元年に於ける本島塩の不作は、殆んど他に供給するの余力を失ひ、(中略)一方露沿に在つても同様同年は僅々七十二万疋の引渡を最後として、大正十二年迄全く引渡を断つ己むなきに至つた³³⁾。

当時、日本専売局は、外国塩駆逐の策として、露領沿海州、樺太および千島列島方面における日本漁業者にもっぱら関係水産組合から日本塩、台湾塩、朝鮮塩などを使用し、他の塩を使用しない旨の誓約書を提出させた。この誓約書について、1911(明治44)年4月以降は、回送費の免除および海難におけ

30) 『台湾日日新報』影印本(38)、131頁。

31) 斎藤虎之助編『函館海運史』(函館市役所、1958年7月)527頁、を参照。

32) 松下芳三郎編纂前掲書、497~498頁。

33) 末岡謙二「北洋漁業と台湾塩」(承前)、94頁。

る交付金という特典があった³⁴⁾。1912（大正元）年においては、台湾製塩が不作で輸出の余裕なく、僅かに上等散塩120万斤のみが輸出され、1915年に至っては上等散塩7万1千斤のみが輸出された³⁵⁾。

1924年に台湾総督府は外国為替による収入を増加させるため、台湾塩の対露領沿海州販売を再び開始した。大日本塩業株式会社はこの販路の売渡権利を得て、一年度限りの契約を結んだ。その契約書の内容は以下のようである。

台湾総督府専売局長ト大日本塩業株式会社トノ間ニ露領北沿海州輸出塩売渡ニ関シ契約スルコト左ノ如シ。本契約ニ於テ便宜ノ為台湾総督府専売局長ヲ甲ト称シ、大日本塩業株式会社ヲ乙ト称ス。

第一条 甲ハ本契約書ノ条項ニ依リ、大正十三年四月二十三日ヨリ大正十四年三月三十一日迄乙ニ塩ノ売渡ヲ為スモノトス。

第二条 乙ハ本契約ニ依リ売渡ヲ受ケタル塩ヲ、台湾ニ於テ譲渡シ又ハ消費スルコトヲ得ス。

第三条 甲カ乙ニ売渡シタル塩ハ布袋、北門、安平又ハ烏樹林専売官署倉庫ニ於テ引渡ス。

第四条 甲カ乙ニ売渡スヘキ塩ノ数量ハ約一千万斤トシ、散塩百斤当価格ヲ左ノ通トス。但シ百斤ニ付上等塩及並等塩ハ十五斤ノ足塩ヲ加フ。

一 煎熬塩 金一円六十三銭

一 上等粉碎洗滌塩 金一円三銭

一 上等塩 金七十銭

一 並等塩 金五十七銭

品種ノ別ハ別ニ定ムル見本ニ依ル。

第五条 塩売渡代金納付ノ後ニアラサレハ、現品ノ引渡ヲ為サス、但シ売渡代金ノ担保トシテ、国債証券ヲ甲ニ提供シタルトキハ、一回ノ売渡代金五百円以上ノ場合ニ限り、売渡ノ翌日ヨリ六月以内其ノ代金ノ延納ヲ許スコトアルヘシ。（以下略）³⁶⁾

1926（昭和元）年露領沿海州に輸出された数量は1,166万9,040斤、価額11万4,367円にして、全部粉碎塩であった。台湾塩は魚類塩蔵用として相当な好評を得た。しかし、翌年年末には海運が不景気となり破格の低運賃で外国塩が売り崩され、台湾塩の販路が再び中断した。1929（昭和4）年台湾製塩株式会社が自製の煎熬塩を露領沿海州に輸出し、翌年三菱商事株式会社が40万斤粉碎塩を輸出した。1930（昭和5）年に三菱商事株式会社³⁷⁾との間に粉碎塩の売渡契約を成立して約540万斤が輸出された³⁸⁾。1932（昭和7）年に北洋漁業を統制した後、台湾塩の販路はさらに拡大した。

34) 松下芳三郎編纂前掲書、498頁。

35) 松下芳三郎編纂前掲書、500頁。

36) 松下芳三郎編纂前掲書、501～502頁。

37) 明治初年の岩崎彌太郎による三菱創業に源を發し、1918（大正7）年の旧三菱商事の發足を経て、1947（昭和22）年7月の連合国総司令部によって完全に解体され、1954年（昭和29）7月に大合同により現在の三菱商事が誕生した。日本植民時代台北支店の所在地は台北市本町四丁目五番地。『三菱商事社史』上巻（三菱商事株式会社、1986年11月）。

38) 『台湾の塩業』、84頁。曾汪洋『台湾之塩』（台湾銀行經濟研究室、1953年6月）47頁。

2. 台湾塩の対樺太輸出

樺太における食塩は重要な輸入品であり³⁹⁾、塩はもっぱら輸入によってその需要が充たされ、随時取引商の手を経て購入された。当地の食塩需要の大部分を占めたのは工業用塩と魚類貯蔵用塩であった。樺太への移民の増加と共に工業および漁業が発達したことに伴って、塩の需要はますます増加した⁴⁰⁾。このことで大量の外国塩あるいは日本塩、台湾塩が続々と樺太に輸入されていた。

1909年10月に大泊（現コルサコフ）在住の西田亮より台湾塩の樺太への輸入申し込みが提出され、十箇年の売渡契約が締結された。最初の売渡価格は百斤に付、上等包装塩50銭、同散塩43銭、並等包装塩44銭、同散塩32銭で、輸出数量は330万斤であった⁴¹⁾。その売渡契約書は以下のものである。

台湾総督府専売局長宮尾舜治ト西田亮トノ間ニ関シ契約ヲ締結スルコト次ノ如シ。

本契約ニ於テ便宜ノ為メ台湾総督府専売局長宮尾舜治ヲ甲ト称シ西田亮ヲ乙ト称ス。

第一条 甲ハ本契約ノ条項ニ據リ、明治四十二年十一月一日ヨリ明治五十二年十月三十一日迄十箇年間、乙ニ食塩ヲ売渡ヲ為スモノトス。但シ本契約ノ期間満了後ト雖、甲ニ於テ本契、乙ニ不適合ナトシ認メタルトキハ、本契約ヲ継続スルコトアルヘシ。本契約ノ有効期間中、甲ハ樺太へ販売ノ為メ、乙以外ノ者ニ食塩ヲ売渡サルモノトス。

第二条 乙ハ甲ヨリ売渡ヲ受ケタル食塩ヲ内地韓国台湾及澎湖列島ニ於テ販売スルコトヲ得ス。

第三条 甲カ乙ニ売渡スヘキ食塩ハ、別ニ定ムル所ノ見本ニヨリ上等塩、並等塩ノ二種トシ、布袋嘴、北門嶼、台南、打狗ノ各専売支局倉庫ニ於テ引渡スモノトス。

第四条 食塩売渡価格ハ別ニ之ヲ協定スヘシ。

但シ相当ノ理由ヲ生シタルトキハ、双方協議ノ上、其価格ヲ変更スルコトヲ得。前項但書ニ依ル価格ノ協定成ヲサルトキハ、第一条ノ期間内ト雖、本契約ヲ解除スルコトヲ得。

(中略)

同時ニ契約第四条ニ依リ売渡価格ヲ定ム即

上等包装塩	百斤ニ付	金五十銭
同 散塩	同	金四十三銭
並等包装塩	同	金四十四銭
同 散塩	同	金三十二銭 ⁴²⁾

西田亮は東洋塩業株式会社安平支店豊田清一郎を代理人として塩の売渡を開始し、最初に樺太に輸入された台湾塩の数量は上等散塩90万斤、下等散塩240万斤の総計330万斤であった。大泊に入荷後は、当地に設けられた粉碎工場で塩が粉碎され、漁業従事者に提供された。しかし、翌年に日本国内の塩が多量に余り、しかも日本国内の専売局は台湾塩および外国塩の混用を許さず、イギリス塩とドイツ塩が露

39) 『殖民地便覧』(内閣拓殖局、1926(大正15)年刊行) 31頁。

40) 「樺太に於ける煙草塩及樟腦事情」(『専売通信』第11巻 第8号、台湾総督府専売局、1932(昭和7)年9月5日) 18頁～19頁。

41) 『台湾の塩業』、82頁。塩脳課「食塩専売施行三十五年を顧みて」(『専売通信』第13巻 第9号、台湾総督府専売局、1934(昭和9)年9月10日) 51頁。

42) 松下芳三郎前掲書、490～491頁。

領沿海州と樺太の塩市場に参入したこともあって、台湾塩の販路は落ちていった。そこで西田亮は品質の高い遠海塩に対抗するため、台湾塩の価格を沿海州輸出塩と同程度に引下げた。変更後の価格の変動は以下のようなものである。

上等包装塩	百斤に付	金四十八銭五厘
同 散塩	同	金三十八銭五厘
並等包装塩	同	金三十六銭
同 散塩	同	金二十六銭 ⁴³⁾

1911年に至っても、樺太において日本塩は依然として盛んに輸入されたため、台湾塩の販路はますます減少した。その原因を台湾総督府専売局は以下のように分析している。

- (一) 本島塩（台湾塩）高価なること 内地専売局に於て五等塩の函館に至る運送費を全免したる結果、函館に於ける五等塩八十斤一俵の売価八十二銭五厘より八十五銭二厘迄の廉価となり。之に各漁場迄の運賃諸掛を加算するも九十五銭乃至一円七銭に過ぎざるに、本島上等塩は大泊にて粉碎し之を各漁場に送付するときは前年より十銭以上低減したるに係はず、尚一円九銭乃至一円二十銭に上れり。
- (二) 本島塩に水分多きこと 加之当時の本島塩は、水分多く且泥土を混入したるに付、之を以て塩蔵したる鯨魚は容易に油焼を生じ、甚しく色沢を損したる為、樺太に於ては輸入英独塩最優良品にして、再製塩関東州塩之に次ぎ、本島上等塩は内地五等塩にも劣ると認められたり⁴⁴⁾。

このように、台湾塩の樺太への輸出には相当な不利があったが、売渡人西田亮はこの漁業用塩の市場に何とか食い込もうと、台湾塩の価格を値下げして高価なイギリス塩、ドイツ塩や日本塩との競争を図ったが、その販売数量は品質優良の外国塩を上回ることはできなかった。そして1914年9月に西田亮は契約を解除した。翌年3月に台湾塩業株式会社はこの販路を継続したが、契約は一年度限りのものだった。

その後、1929年に台湾製塩株式会社は露領沿海州に新販路を獲得し、煎熬塩の売込に成功した。露領沿海州と樺太に売込が行われたが、実際には樺太への輸入量は沿海州より少なかった。しかし、樺太の漁業家には台湾塩の直輸入を強く希望する者がおり、樺太庁を通じて台湾総督府に台湾塩の輸入再開が提出され、1935（昭和10）年に試売が開始された⁴⁵⁾。1935年3月9日に樺太共同漁業株式会社からの注文によって、漢口丸が台南の安平と安順の二カ所から484,800kgの台湾塩を搬出して樺太に輸出された⁴⁶⁾。

43) 同上、492頁。

44) 松下芳三郎編纂前掲書、492頁。

45) 『台湾の塩業』、83頁。

46) 「樺太移出天日塩積込費」、1937（昭和12）年、台湾塩業档案、典藏号006050031023、国史館台湾文献館所蔵。

(表3) 1930(昭和5)年~1932(7)年台湾塩の露領沿海州と樺太への輸出

船名	出帆年月日	出帆地	仕向地	数量(斤)	買手
元中丸	S5.4.15	安平	真岡、大泊	1,076,000	小樽市新谷専太郎
新多賀丸	S5.8.6	布袋	若松、函館	5,093,000	旭硝子株式会社 ⁴⁷⁾
日吉丸	S6.4.5	安平	真岡 大泊	264,000 456,000	新谷商店
元明丸	S6.4.14	安平	函館	2,400,000	日魯漁業株式会社
主基丸	S6.4.30	安平	大泊 真岡 敷香 散江	336,000 144,000 240,000 48,000	新谷商店
天山丸	S7.4.10	安平	露領沿海州	1,440,000	
東栄丸	S7.4.15	安平	大泊	432,000	新谷商店
				96,000	大橋商店
			真岡	144,000	新谷商店
			144,000	大橋商店	
			露領沿海州	528,000	三菱商事株式会社 ⁴⁸⁾
インダス丸	S7.5.15	安平	真岡	48,000	三菱商事株式会社
			大泊	379,200	
			函館	168,000	
			露領沿海州	1,632,000	

出典：「昭和五年度内地移出工業原料塩及露領沿海州及樺太輸出粉碎塩収支計算書 三菱商事株式会社台北支店」、1931年(昭和6)3月1日、台湾塩業档案、典藏号006030002002。「昭和六年度移輸出塩積出費調日塩扱ノ部実績」、1931年(昭和6)10月4日、台湾塩業档案、典藏号006010012001。「昭和七年度輸移出塩積出費実績調」、1932年(昭和7)3月10日、台湾塩業档案、典藏号006010012002、国史館台湾文献館所蔵。

以上の表3に見られように、1930年から1932年まで台湾塩の露領沿海州と樺太への輸出は台南の安平と布袋から搬出し、主要な仕向地は露領沿海州、樺太庁の真岡、大泊および北海道の函館であった。1930年に元中丸と新多賀丸2隻が総計6,169,000斤を真岡、大泊、函館と九州にある若松港に輸出した。1931(昭和6)年4月5、30日に新谷商店からの取引は日吉丸と主基丸にて樺太と函館へ向け、14日に日魯漁業株式会社が元明丸によって函館まで輸送し、この3隻の船により総計3,888,000斤を輸出している。これらは函館に向けては約60%を占めていた。1932年において天山丸、東栄丸、インダス丸により、安平から直航して北洋漁場まで運ばれ、総数量は3,571,200斤であり、露領沿海州への輸出量は2,160,000斤(約60%)、樺太の大泊と真岡は1,243,200斤(約35%)、函館は168,000斤(約5%)となり、台湾塩の輸

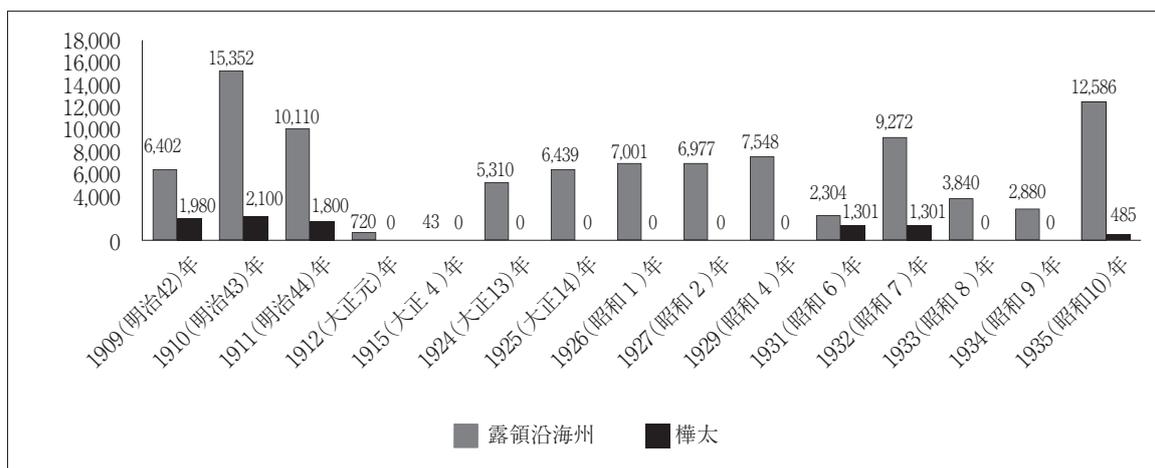
47) 1907年(明治40)8月1日、大阪東区船越町1丁目1番地に新会創立事務所を設け、資本金を100万円、株数を2万株(1株50円、第1回払込み12円50銭)とし、発起人8名が19,790株を引受けた。発起人の氏名および引受株数は以下のとおりである、岩崎俊弥(大阪島田硝子製造合資会社社長)6,290株、荘清次郎(三菱合資会社庶務部長)5,100株、岩崎輝弥(岩崎俊弥実弟)5,000株、島田孫市(大阪島田硝子製造合資会社副社長)3,000株、平賀義美(岩崎、島田提携斡旋者)100株など。同年9月8日に旭硝子株式会社と定め、本店の所在地は兵庫県川辺郡尼ヶ崎町ノ内尼ヶ崎町字中在家町460町地。『社史 旭硝子株式会社』(旭硝子株式会社臨時社史編纂室、1967年(昭和42)12月)36~38頁。

48) 注37)参照。『三菱商事社史』上巻(三菱商事株式会社、1986年11月)。

出は露領沿海州への輸出の中で半数以上を占めることになった。

図1に掲げたように、台湾塩の対北洋漁業用への輸出では仕向地は主に露領沿海州であり、樺太への数量は非常に少なかった。台湾塩の露領沿海州と樺太への輸出は、同じ1909年から開始された。しかし、樺太への輸出は1912以後一時中断される。それは日本における余剰塩と外国塩からの輸入という二つの阻害要因があったからである。1932年に対樺太の輸出が再開されたが、翌年は台湾塩が日本市場への供給に重心を移し、再び中断した⁴⁹⁾。1935年に試売として僅か485トンを輸出した。台湾塩の樺太への販路開拓はなかなか順調に進まなかった。逆に、台湾塩の露領沿海州への輸出は、毎年一定の取引が行われ、取引数量は倉庫に残された塩の数によって、翌年の買付数量を増減できた。北洋漁業用塩の市場は、良質な外国塩の輸入により競争が非常に激しくなったため、台湾総督府は外国為替による収入を増加するため、台湾塩の価格を下げるようになった。このような政策により台湾塩の対露領沿海州への輸出は維持できたのである。

図1 台湾塩の北洋漁業への供給高（単位：トン）



出典：末岡謙二「北洋漁業と台湾塩」（承前）、96頁。

前掲表3から見ると、1930年から1932年の3年間ではあるが、台湾塩は露領沿海州と樺太に輸出するのを除いて、北洋漁業の中心基地たる函館に運ばれており、特に1931年に日吉丸、元明丸、主基丸3隻により函館に向けて輸出された割合は約60%を占めていた。函館港は台湾塩や外国塩が露領沿海州と樺太へ輸出される重要な流通経路であり、函館港は北洋漁業の拠点として水産物を輸出し、また露領沿海州と樺太の対外国や内地貿易の中継港となっていた。次の表4は、1919（大正8）年から1933（昭和8）年、1939（昭和14）年から1941（昭和16）年までに、函館に陸揚げされた塩の輸入地を示している。これを見る限り1922（大正11）年を除いてほぼ毎年のように台湾から函館へ直輸出されていた。また、露領沿海州と樺太向けの外国貿易品は主に函館に寄港している。表5に見られるように、1924年から1933年までの函館港における外国からの中継貿易塩の数量である。函館は中継港として外国塩を輸入し、またそのまま再輸出していた。中継貿易の対象は遠海塩のイギリス、スペイン塩と近海塩の関東州塩であ

49) 張繡文『台湾塩業史』（台湾銀行経済研究室、1955年11月）69頁。

った。函館港が扱った外国塩の中で、イギリス塩の割合は約45%、次いでエジプト塩が約18%、関東州塩が約16%を占めた。このことから、函館港は北海道の中で本州に最も近い大型港として、内外の貿易や中継貿易の際に必ず寄港しなければならない、いわゆる北太平洋沿岸と東アジアに接する重要な貿易港であったことがわかる。

(表4) 大正8～昭和8年、昭和14～16年函館港における塩移入地数量(単位:トン)

年代 仕先地	大正8 (1919)	大正9 (1920)	大正10 (1921)	大正11 (1922)	大正12 (1923)	大正13 (1924)	大正14 (1925)	大正15 (1926)	昭和2 (1927)
台湾	30,566	2,166	2,149	—	3,033	6,691	47,940	6,608	9,079
東京	4,160	—	28,035	—	—	—	—	—	—
横浜	2,137	2,102	—	—	636	—	—	—	—
神戸	—	—	—	27,137	8,864	15,985	—	7,564	—
四日市	—	14,190	—	—	—	—	—	—	—
坂出	—	—	—	—	—	—	3,403	—	—
門司	—	2,083	—	—	—	—	—	—	—
朝鮮	—	—	8,546	—	—	—	—	—	—
その他	35,260	6,589	122	—	907	895	6,696	76	607
総計	72,113	27,130	38,852	27,137	13,440	23,571	58,039	14,248	9,686
年代 仕先地	昭和3 (1928)	昭和4 (1929)	昭和5 (1930)	昭和6 (1931)	昭和7 (1932)	昭和8 (1933)	昭和14 (1939)	昭和15 (1940)	昭和16 (1941)
台湾	6,067	2,002	4,094	15,007	14,143	18,882	47,940	40,530	11,378
東京	—	—	—	—	—	—	—	—	—
横浜	—	—	—	—	—	—	—	—	—
神戸	10,540	—	10,200	3,533	3,316	—	—	—	—
四日市	—	—	—	—	—	—	—	—	—
坂出	—	—	—	—	—	—	3,403	12,923	—
門司	—	—	8,333	—	—	—	—	—	—
朝鮮	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	282	13,305	—	2,581	4,529	2,751	6,696	1,113	2,780
総計	16,889	15,307	22,627	21,121	21,988	21,633	58,039	54,566	14,158

出典：内務省土木局編纂『大日本帝国港湾統計』（復刻版）、（雄松堂出版、1995年6月）。

昭和9（1934）年から13（1938）年の間は記録されていない。

（表5）函館港における外国からの中継貿易塩（単位：トン）

年度	中継貿易				年度	中継貿易			
	輸入地	数量	輸出地	数量		輸入地	数量	輸出地	数量
1924 大正13	イギリス	7,615	露領沿海州	13,030	1929 昭和4	イギリス	8,450	露領沿海州	8,480
	エジプト	3,774				関東州	30		
	関東州	1,521				総計	8,480		
	その他	120			1930 昭和5	イギリス	14,380	露領沿海州	27,402
	総計	13,030				関東州	10,847		
1926 大正15	イギリス	15,073	露領沿海州	31,792	その他	2,300	総計	27,527	
	スペイン	10,081			総計	27,527			
	エジプト	3,971			1931 昭和6	イギリス	7,120	露領沿海州	21,971
	露領沿海州	2,653				関東州	6,534		
	アメリカ	14				エジプト	5,839		
総計	31,792	その他	2,478	総計	21,971				
1927 昭和2	イギリス	18,435	露領沿海州	48,764	1932 昭和7	イギリス	13,185	露領沿海州	30,504
	エジプト	20,635				関東州	6,082		
	スペイン	7,268				スペイン	6,052		
	関東州	1,520				エジプト	5,152		
	その他	906				アメリカ	33		
総計	48,764	総計	30,504						
1928 昭和3	イギリス	17,238	露領沿海州	36,800	1933 昭和8	関東州	2,714	露領沿海州	5,633
	関東州	7,800	中国	8		スペイン	1,588		
	ロシア	5,838	総計	36,808		その他	1,331		
	スペイン	3,296				総計	5,633		
	エジプト	1,914							
	その他	722							
	総計	36,808							

出典：内務省土木局編纂『大日本帝国港湾統計』（復刻版）、（雄松堂出版、1995年6月）。

おわりに

日露戦争後、ポーツマス条約により日本は北緯50度以南の樺太と露領沿海州の近海漁業権を手に入れた。この海域周辺の漁獲の水産資源は豊富で、漁業が盛んであった。また日露漁業協約が締結した後、日本はサケ、マスを中心として北洋漁業を開発し、また露領沿海州との商業関係も発展していった。

北洋漁業の発展に伴って、塩蔵と缶詰の製造などに大量の塩が必要となり、その需要はますます増えた。この市場の需要を満たすために、外国からイギリス塩、スペイン塩が輸入されていた。良質なイギリス塩は堤商会在セール・フレーザー株式会社を通じて販売を展開し、この通過貿易により煩瑣な手続きのいらぬ購入をサポートした。通過貿易塩は外国の買付原地から、散塩のまま運送され、仕向地に陸揚げした後、詰替え、仕分する必要があった。但し、漁場に運送される塩が大量であるため、現地貯蔵は不可能であり、かわりに北洋漁業の中心基地たる函館に貯蔵された。北洋漁業において最初は日本

塩を主として輸入されたが、専売の台湾塩と通過貿易のイギリス塩などの輸入により、北洋漁業用塩の市場が変化し、1935年に至って通過貿易塩が中心となった。

台湾塩の輸移入は、1905年に台湾総督府が塩専売制を確立した後、塩の生産が増加し、島外に輸出することで生じた。1909年に東洋塩業会社が台湾専売局へ販売を請願し、翌年5月に1,600万斤を露領沿海州に輸出した。1909年10月に樺太の大泊の商人西田亮と台湾専売局長が食塩売渡契約を結んだが、その年間輸出量は330万斤にすぎなかった。台湾塩が寒冷な露領沿海州と樺太に輸出されたのは、当地の漁業および食品缶詰製造業において需要があったからであった。しかし、外国塩の輸入は、台湾塩の販売にも影響をおよぼし、塩価の引下げ、回送費の免除および海難における交付金という特典などにより、販路を維持せざるを得なかった。台湾塩や、外国塩が露領沿海州と樺太に輸送された経路は、産地より直接漁場に輸送されるか、産地から北海道の北太平洋沿岸と東アジアに接する重要な港——函館港を中継してからであった。函館は中継地としての役割を担っていた。このような中継貿易は、日本を仲介することで、また関税が安くなるという便宜もあった。

以上、日本統治時代における台湾塩の対露領沿海州と樺太への輸出、その背景について検討したように、台湾塩の輸出は宗主国日本のみならず、また北洋漁業の漁業用塩の需要を満たすためにも輸出されていた。当時、北洋漁業用塩の市場において外国塩が続々と輸入され、激裂な競争下のもとにあっても台湾塩は一定の取引が行われたことから、台湾塩は東アジアおよび北アジアにとって重要な塩の供給地であったといえる。